

○財務省告示第二百三十六号

関税法施行令（昭和二十九年政令第百五十号）第一条の四第一項の規定に基づき、関税に関する法律に基づく申請、請求、届出その他書類の提出、納付又は徴収に関する期限のうち、令和八年熊本地震が発生した日（令和八年七月二十八日）において次に掲げる地域に住所又は居所を有していた者に係るもので、その期限が同日以後に到来するものについては、その期限を別途財務省告示で定める期日まで延長する。

令和八年八月十二日

財務大臣 片山さつき

都道府県	指定地域
熊本県	八代市 宇土市 宇城市 八代郡氷川町